陳 情 文 書 表

令和2年6月2日提出

	令和2年6月2日提出
番号	令和2年 陳情第4号
件 名	「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書」を国に提出することを求める陳情
陳趣の旨	2018 年 2 月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる「選択的夫婦別氏(姓)」を導入する29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見る認の養を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見る認の責合は84.4%にのぼ同生を義務づけている国は、世界でただ一国人会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界でただ一国人会において、夫婦同姓を義務が答弁しました。世論の強いありまた世界があ国は、世界でただ一国大婦の強いかかわらず、現在でもが許されて現制改性による活動が関連をしないが対対が表別をした。といるにもかが対対が表別をしたが許されて、夫婦のどちなが解雑があることが許されて現制度性に大心を発展がありまたが対策をしないが対対が表別を対しているがは、る苦願が生まないなど様々な様にともなりが複雑かが動をしたいかが対対が表別でき望まないなど様々な使にともなりは、管理・事務側での手間とコストの増婚姻があります。なによりもによる対応は、日本の保護による対して大婦別のないい田姓と、関連を担定された。1876年日本の民法に做い「夫婦別の手間とコストの増婚姻状態を知りないました。1876年日本の民法にして、大婦別氏(姓)」と定めれました。1876年日本の民法に做い「夫婦別のないり方がれました。制定されたとと」の第1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家ました制力が1898年、明治政府は非常に差別的な家父長制の「家ましたのが1898年、明治政府は非常に差別的な家人長制の会まのの「と時人の教別とないました。そこで1970年よりが1996年2月法制審議会で民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施り政策課題とされました。未だに法改正に法のでいません。また、2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は大島同姓を定めた民法である」と述べました。しかし4年が経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

	以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。 つきましては国に対し、選択的夫婦別姓の法制化を求める意見書を提出いただきますよう要望します。
陳情者 の住所 氏 名	芽室町西1条南2丁目 笠井征子
受 付 年月日	令和2年5月13日
備考	